

滞納は放置せず相談を！

10～12月は市税などの滞納整理強化期間です

ご相談はお電話でも可能です！

☎/収納課 463-2023



市税・国民健康保険税は、朝霞市で私たちが安心して暮らしていくための貴重な財源であり、定められた期限(納期限)までの自主的なご納付をお願いします。
大多数の方が納期限までに納付されていますが、残念ながらごく一部の方のみが滞納している状況にあります。

R4現年課税分
市税徴収率

99.20%



滞納を放置していると、さまざまなリスクが発生！まずは相談を！

納期限

納期限を過ぎると、延滞金の計算が開始されます。延滞金の計算割合(令和5年1月～)は、最初の1か月間は年2.4%、その後は年8.7%です。



延滞金リスクの発生

督促状の発送

納期限までに納付がないと、督促状が発送されます。督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合は、法的に財産の差し押さえが可能になります。



差押リスクの発生

催告書の発送・電話催告

それでも納付がない場合、納税義務者宛に催告書の送付や、納税コールセンターから電話で連絡する場合があります。

※納税コールセンターが直接口座番号や暗証番号を聞いたり、ATMの操作を指示することはありません。

財産の調査

滞納が発生し、依然として相談がない場合、財産の調査を行います。預金・生命保険の照会や、所有している不動産の調査、勤務先・取引先への照会をさせていただきます場合もあります。



調査によるリスクの発生

財産の差押・換価

財産が発見された場合には差し押さえを執行します。差し押さえた財産(預貯金・生命保険・給与・売掛金・不動産等)は換価し、未納税に充てられます。

(参考：令和4年度差押件数 668件)



休日納税相談窓口のご利用を！

平日の相談が難しい場合は、ぜひご利用ください。お電話での相談も可能です。

実施日 毎月第1・3日曜日
(5～7月は第4日曜日も実施)
※1月と8月の第1日曜日を除く

時間 午前8時30分～正午

会場 朝霞市役所 収納課(2階20番窓口)
※庁舎本館北側の夜間通用口をご利用ください。
(正面玄関からは入れません)



口座振替なら確実です！

納期限に自動引落！納め忘れを防止できます。

3
簡
ス
テ
ッ
プ

お電話にて
申込書を請求



必要事項を
記入・押印



返信用封筒に
入れて返送



さら
に
簡
単
!

ペイジー口座振替受付サービスもあります！

下記の窓口で端末機にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力するだけで口座振替手続きが完了！口座届出印も不要です。

●キャッシュカードと本人確認資料をお持ちください。

ペイジー口座振替 収納課 保険年金課 内間木支所
受付窓口 朝霞台出張所 朝霞駅前出張所

☎/収納課納税管理係 463-2040

